

ID: 125

担当部署: 健康福祉課

処分の概要	訪問入浴サービス事業利用の決定		
例規名 根拠条項	村田町障害者地域生活支援事業実施規則 第67条第1項		
例規番号	平成27年規則第14号		
【基準】			
第64条及び第67条の規定による。 (対象者)			
第64条 事業の対象者は、次の各号に該当する身体障害者で、介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない者とする。			
(1) 町内に住所を有している者			
(2) 医師が入浴可能と認めた者			
(3) 健康上入浴に支障がない者			
(決定)			
第67条 町長は、前条の規定による訪問入浴サービス利用申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業の利用を決定したときは、訪問入浴サービス事業利用決定通知書(様式第28号)により、事業の利用を却下したときは、訪問入浴サービス事業利用却下通知書(様式第29号)により申請者に通知するものとする。			
2 町長は、前項の規定により事業の利用を決定したときは、受託事業者に対し、訪問入浴サービス事業利用委託書(様式第30号)により委託するものとする。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月2日	最終変更年月日	年 月 日